



RM&FP NEWS LETTER

リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2012年 7月 第83号 By FP Compass

◇関越自動車道

高速バス居眠り運転事故考察

平成24年4月29日に群馬県藤岡市岡の郷の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近で都市間ツアーバスが防音壁に衝突した交通事故が発生し、乗客7名が死亡、乗客乗員39名が重軽傷を負いました。

高速道路の事故で7名の方が亡くなったのは過去に3回ありましたが、単独事故による事故では過去に例がないそうです。

今回の事故を大きな被害としたのは、大きく2つの要因があると思われます。

まずは直接的要因である運転手の疲労による居眠り運転とその背景です。

この運転手は、単純な雇われ運転手ではなく、自身が所有するバス4台の営業用ナンバープレートをバス運行会社名義で取得し、独自の屋号で無許可営業し、中国人観光バスを運行していたことが発覚しました。

それにより、無許可営業(いわゆる「白バス」)で道路運送法違反でも逮捕されました。

通常の雇用形態における運転手には、法律などにより、長時間の運転を規制したり、適宜休憩を取らなければならないなど、厳しく管理されていますが、雇用ではなく委託となるために、あくまで自営業となり、超過勤務による依頼主の運行管理責任を問うことは難しく、雇い

主が過酷な労働を課したことに対する、雇い主の責任を追究することが課題となります。

そこで、国土交通省では、バス運行会社に特別監査に入って、作成と保管が義務づけられている運行指示書や運転手の健康状態や車両の運行前チェックを記録した点呼簿が見つからないことと、乗車前の検知器による酒気帯び検査を行っていないこと、超過勤務状態の運転手(正社員)が複数存在するなど法令違反が36件見つかり、このバス運営会社に対する事業許可取り消し処分を行いました。

そしてもう一つの要因は、事故被害を増大させたと言われるガードレールと防音壁の隙間の問題です。

国土交通省は防音壁とガードレールの間の隙間について、そのような隙間ができないように求める通知を平成10年に出していましたが、事故後の調査で、防音壁の隙間が全国で5,100カ所あることが明らかになりました。

私も最近東北道を走った時、同様のガードレールを何カ所か見つけることが出来ました。

この事故に対する一連の報道では、運転者とバス運行会社に対する厳しい糾弾は、当然なされていましたが、どこの報道機関もこのガードレールの設置者および管理責任者に対する問題提起と責任追究は残念ながら、なされていませんでした。

人間が運転するのですからヒューマンエラーは完全になくすことは出来ません。

もちろん、事故を限りなく少なくする学びや訓練、努力は必要不可欠ですが、事故を完全に防ぐことは、不可能ですし、自動車事故に巻き込まれることもあります。

ガードレールの役割という根本的な部分からの見直しをしないと、日本のドライバーは安心して運転が出来なくなります。

ちなみにドイツではガードレールのことを「ライトプランケ」と言うそうですが、直訳すると「導く板壁」となります。

車が何らかの要因でふらついたり、車線を越えて道からはみ出しそうになったとき正しいコースへ押し戻すのが役割としています。

また、ドイツではガードレールの端は地中に埋められ徐々に本来のガードレールの高さを持って行く形になっているので、衝突するような事態でも車はガードレールを滑るように進んで、やがては道のどちらかにはじき飛ばされる構造のため、体の障害や車の損傷率はガードレールにまっすぐ衝突するより低くなるといわれています。

今回の関越道での事故では、普段目にすることの無いような映像が報道され、あの防音壁に突っ込まなければ、場合によっては死傷者の数も激減、もしくは死者に関してはゼロになった可能性もあると思います。

バスの中でもシートベルトは義務化されており、ガードレールにはじかれただけでは、死亡に至らないことも想定されます。

とにもかくにも、より安全性の高いガードレールの開発と設置、そして改善を期待します。

◇今年も熱中症に注意！

ここ数年に渡って、熱中症の患者が急増しその話題が毎年報道されています。

暑熱環境において生じる身体の適応障害を熱中症(暑熱障害)といいます。地球温暖化に都市部でのヒートアイランド現象、そして電力供給不足による節電が加わって、その発生の増加が社会的注目を集めています。

従来、学校スポーツにおける死亡事故が問題となり、スポーツ医学において最も取り上げられてきましたが、最近の統計により、労働災害としての熱中症、あるいは高齢者での熱中症発生が多いことが認識されています。

重症型熱中症は30%以上の死亡率です。

熱中症においては早期診断・早期治療が最も重要となります。

また、熱中症の裏には、脱水症状が隠れており、体の脱水症状状態が進んだかたちで熱中症は起こります。

しかし、脱水状態は症状が出るまで気づきにくいといわれ、それが脱水の怖さです。

そこで、最近深刻な脱水症状の一步手前を「かくれ脱水」と名付け、脱水状態および「かくれ脱水」に対する正しい知識と予防方法・対処方法を広く伝えて行くことを目的にした、教えて！「かくれ脱水」委員会が発足され、6月25日の全国紙に告知されました。

昨年の夏期、熱中症により救急搬送された患者は全国で約4万人(出所:総務省消防庁熱中症情報)、そのうちの4割以上を65歳以上の高齢者が占めており、温暖化、節電などの影響を受け、今後、高齢者における熱中症の問題がより深刻化することが懸念されます。

調査の結果、この1年間に脱水症になったと自覚している高齢者はわずか3.3%に留まる一方で、39.7%が、脱水状態を自覚していない「かくれ脱水」である可能性が高いことが分かりました。

また、熱中症／脱水症への自覚だけでなく、その対処方法である、適切な水分補給に対する認知の低さも明らかになっています。

さらに、高齢者の7割以上(75.0%)が脱水症になりやすい住環境で生活しており、また、今夏、冷房を控えるなどの節電対策を予定している人が全体の6割(59.3%)に及ぶなど、多くの高齢者が脱水症のリスクを抱えている現状が浮き彫りになる結果となりました。

脱水症は在宅時にも起こりやすい病態といわれており、特に脱水症のリスク要因となる住環境として「一人暮らしである(気づいてあげにくい)」「気密性の高い住宅(マンションなど)に住んでいる(風通しが悪い)」「断熱材を使った住宅に住んでいる(熱がこもりやすい)」「いちばん上の階で生活している(日差しを受けやすい)」ことがあげられます。

そこで、現在の住環境についてそれぞれ聞いたところ、上記の条件のいずれかに当てはまる「かくれ脱水」のリスク保有者は、調査対象である65歳以上のみの世帯で暮らす男女の7割以上(75.0%)に及ぶことが分かりました。

さらに、今夏、節電対策として「冷房を控える」と回答した人は全体の6割(59.3%)に及び、今後、高齢者における熱中症／脱水症問題は待ったなしの状況となります。

かくれ脱水は以下の理由で大変恐ろしい局面を迎えることもあります。

脱水症は進行するまで、これといった症状が出にくいのが特徴です。

脱水症になりかけているのに、本人や周囲がそれに気がつかないため、有効な対策が取れていない状態、つまり「かくれ脱水」になっているのに、今まではそれが気づかないままに放っておかれることが多かったのです。

医者にかかる脱水症の患者さんは、すでに発症してから数日経っている中度以上で、命の危険をとまなう場合が多く、本格的な脱水症になる前に有効な対策をとらないと、症状は一気に重篤へと進む恐れがあります。

カラダにとって不可欠な体液が不足した状態を「脱水症」と言います。

よく誤解されるのですが、脱水症とは単なる水の不足ではありませんので、単に真水だけの補給とするのは、片手落ちとなります。

脱水症は体液が失われた状態で「カラダから水分が失われるだけではなく、電解質も同時に失われた状態」のことなので、水に塩分などの電解質と糖とがバランスよく配合された飲料水で補給することが望ましくなります。

そこで、塩分(電解質)を含んだスポーツドリンクや経口補水液などをこまめに摂取することが重要となります。

スポーツドリンクの中でも、含まれているイオン濃度が脱水症対策用としては不適切なタイプがありますのでナトリウム含有量が40mg/100ml以上という基準を超えているスポーツドリンクが望ましいといえます。

◇老齢基礎年金の繰上げ・

繰下げ支給について

老齢基礎年金は現在65才から支給するのが原則ですが、繰上げ(速く受給する)と繰下げ(遅く受給する)の制度があります。

例えば、病気などの健康不安を抱えていて、少しでも早く年金を受け取りたいと考えている人は、老齢基礎年金を繰上げて受給することが出来ます。

年金額は繰上げた月数(最大5年間)に0.5%を十時他減額率により計算された金額が減額されます。

老齢基礎年金を繰下げて受給する場合は、年金額は繰下げた月数(最大5年間)に0.7%を乗じた増額率により計算された金額が加算されます。

ここで注意しなければならないのは、繰上げ支給の場合、一度繰上げの請求をすると途中で変更ができず、減額された受給額が生涯継続したり、障害を負ってしまっても障害

基礎年金は受給できないなど様々な制約もありますので、必ず最寄りの年金事務所にてご確認してください。

下記の表は平成24年度価格(786,500円)をもとに繰上げ、繰下げの際の乗率をかけて計算しています。(100円未満は四捨五入)

◇8月の休日ご案内

8月のお盆休日のご案内をします。

8月11日(土)～14日(火)

の4日間となります。

損害保険各社の「事故」発生時の連絡先

(すべて365日24時間対応しています)

あいおいニッセイ同和 0120-024-024

三井住友海上火災 0120-258-365

日本興亜損害保険 0120-258-110

セコム損害保険 0120-210-545

当社では留守番電話となり、8月15日(水)以降の対応とさせていただきます。

老齢基礎年金 繰上げ・繰下げ支給額例 (昭和16年4月2日以降生まれの人)

| | 1年(12ヶ月) | 2年(24ヶ月) | 3年(36ヶ月) | 4年(48ヶ月) | 5年(60ヶ月) |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰上げ 支給率 | 739,300円 94% | 692,100円 88% | 644,900円 82% | 597,700円 76% | 550,600円 70% |
| 繰下げ 支給率 | 852,600円 108.40% | 918,600円 116.80% | 984,700円 125.20% | 1,050,800円 133.60% | 1,116,800円 142.00% |

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 大西忠兵衛 阿部 尊

工藤 進 佐藤和一 深瀬幸子 多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp